弁護士が
狙われる時代

“危ない”と感じたら…

―こうしよう，弁護士業務妨害への対応―

第24回
弁護士業務妨害の特殊事例

従来の弁護士業務妨害

弁護士の業務に対する妨害行為として，これまで通常見られていたのは，直接弁護士事務所への「えせ右翼団体」による大型スピーカーによる「街宣活動」であった。

ところが近来注目を集めたのが，金融業者に対する不当利得返還請求事件について，当の相手である金融業者から，担当弁護士に対しての高額な慰謝料請求をなす訴訟を提起する事件であった。

このような事件は，法廷で争い請求棄却に持ち込んで勝訴判決を得れば一件落着とはなるものの，弁護士にとっては煩わしいこと甚だしいものがある。

新たな手口の出現

ところが新たな手口が現れた。

弁護士が，依頼者の代理人として訴訟活動中に，相手方業者と共謀の上，依頼者名義で突然解任するとの通知が裁判所に提出された。この手口は，下記のとおりである。

①会社の臨時株主総会を開催したことにして株主総会議事録を作成する。この株主総会において，取締役及び監査役変更案件を提示したことにして，従来から就任していた取締役及び監査役を解任したことにする。その上で新たに自己及び自己の配下の者を取締役に就任させたことにし，この両議案を満場一致で承認したことにして取締役に就任してしまう。

②臨時株主総会の議事録に，これら取締役に就任したことになっている者について記名し，実印を押捺して議事録を完成せしめる。

③臨時株主総会議事録の作成後に，取締役に就任したことになっている者達で取締役会を開催したことにする。その上で妨害者自身が代表取締役に就任したことにする。取締役の記名・捺印して取締役議事録を作成する。

④これらの拵えた議事録で，取締役及び監査役の解任並びに取締役及び監査役就任の登記を済ませる。

暴力によらない現今の妨害行為

こうして準備した上で，訴訟中において訴訟委任契約を解任した事実に基づき解任届けを裁判所に提出した。これで弁護士の訴訟遂行は完全に消滅する。

以上の行為は，「電磁的公正証書原本不実記載罪」，「同供用罪」並びに「業務妨害罪」に該当する。これらの妨害行為については，「告訴」をなすとともに妨害者に内容証明書を送付した結果，代理人の地位を回復した。

現今の妨害行為は，暴力を使用していては「金」にはならないことをよく知っている。

（弁護士業務妨害対策特別委員会委員　櫻本 義信）

■問い合わせ先：弁護士業務妨害対策センター　TEL.03-3581-2207